

～ 環境保全型農業直接支払交付金事業のご案内～

令和7年度より第3期計画となりますので、単価等は予定です。

【取組内容（案）】

化学肥料・化学合成農薬の使用を慣行基準から5割以上低減する取組と合わせて行う①・②・③・④の取組みや⑤に対して支援を行います。

※現状の使用量や使用回数を5割低減するものではありません。

- ① 緑肥の施用 ② 堆肥の施用
③ 炭の投入 ④ 総合防除
⑤ 有機農業(国際水準の有機農業(有機JAS)の実施)

※ 有機JAS認証を求めるものではありません。

【取組例】

化学肥料(窒素成分量(kgN/10a))

慣行基準

化学合成農薬(成分使用回数)

慣行基準



【交付単価（案）】

① カバークロップ(緑肥)の作付	5, 0 0 0円／10a
② 堆肥の施用	3, 6 0 0円／10a
③ 炭の投入	5, 0 0 0円／10a
④ 総合防除(そば等雑穀以外)	4, 0 0 0円／10a
(そば等雑穀)	2, 0 0 0円／10a
⑤ 有機農業(そば等雑穀以外)	1 4, 0 0 0円／10a
(そば等雑穀)	3, 0 0 0円／10a

※有機農業(そば等雑穀以外)の取組で、土壌分析(EC値)を実施するとともに、カバークロップ(緑肥)の作付か堆肥の施用、炭の投入を実施した場合、

2,000円/10aを加算。

事業の詳細は、帯広市農業技術センターへお問い合わせください。

電話：(0155)59-2323

化学肥料・化学合成農薬の5割低減(事例)

【北海道で定める慣行基準】

	化学肥料kgN/10a		化学合成農薬(回数)	
	慣行基準	5割低減	慣行基準	5割低減
秋播まき小麦(きたほなみ)	18	9	15	7
大豆	4	2	13	6
小豆	5	2.5	14	7
菜豆(金時)	7	3.5	18	9
馬鈴薯	11	5.5	21	10
てん菜(移植)	18	9	20	10
大根(露地)	8	4	12	6
スイートコーン(露地)	20	10	12	6
飼料用とうもろこし	13	6.5	4	2

※化学肥料の窒素成分には、有機質肥料(鶏糞等)の窒素成分は含みません。

※化学合成農薬の回数は、成分使用回数により算定を行います。

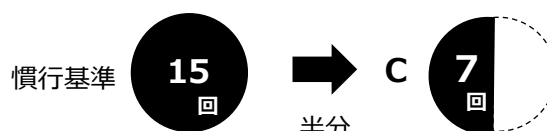
(1つの農薬に成分が2種類含まれているものは、2回とカウントします。)

秋播き小麦(きたほなみ)

(1) 化学肥料(窒素成分量(kgN/10a))



(2) 化学合成農薬(成分使用回数)



■ 施肥管理(実践例)

施肥	窒素成分 割合 ①	使用時期	使用量 (/10a) ②	化学肥料 窒素成分量 ③ = ② × ①
農配小麦用	8.0%	9月	50kg	4.00
硫安	21.0%	4月	13kg	2.73
硫安	21.0%	6月	10kg	2.10
合 計				B 8.83

■ 防除管理(実践例)

農薬名	使用時期	化学合成 農薬成分回数
ゴーゴーサン乳剤	10月	1
フロンサイドSC	10月	1
MCPソーダ塩	5月	1
シルバキュアフロアブル	6月	1
ベフトップジンフロアブル	6月	2
シルバキュアフロアブル	6月	1
合 計		D 7

A 慣行基準の5割
9kgN/10a

≥

B 実際の施肥量
8.83kgN/10a

C 慣行基準の5割
7回

≥

D 実際の防除回数
7回

化学肥料・化学合成農薬の5割低減(事例)

大豆

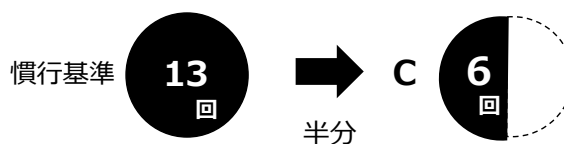
(1) 化学肥料(窒素成分量(kgN/10a))



■ 施肥管理(実践例)

施肥	窒素成分割合 ①	使用時期	使用量 (/10a) ②	化学肥料 窒素成分量 ③=②×①
農配豆用	3.0%	5月	30kg	0.90
合 計				B 0.90

(2) 化学合成農薬(成分使用回数)



■ 防除管理(実践例)

農薬名	使用時期	化学合成 農薬成分回数
クルーザーFS30	5月	1
フルミオWDG	5月	1
スミレックス水和剤	8月	1
スミチオン乳剤	8月	1
トップジンM水和剤	8月	1
ブレバソンフロアブル	8月	1
合 計		D 6

A 慣行基準の5割
2kgN/10a

≥

B 実際の施肥量
0.9kgN/10a

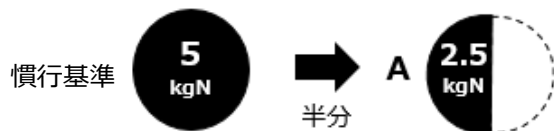
C 慣行基準の5割
6回

≥

D 実際の防除回数
6回

小豆

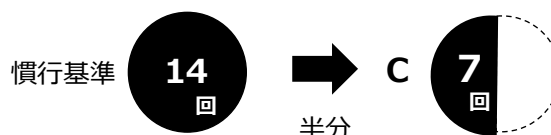
(1) 化学肥料(窒素成分量(kgN/10a))



■ 施肥管理(実践例)

施肥	窒素成分割合 ①	使用時期	使用量 (/10a) ②	化学肥料 窒素成分量 ③=②×①
農配豆用	5.0%	5月	40kg	2.00
合 計				B 2.00

(2) 化学合成農薬(成分使用回数)



■ 防除管理(実践例)

農薬名	使用時期	化学合成 農薬成分回数
粉衣用ペアーカスミンD	5月	2
スミチオン乳剤	8月	1
トップジンM水和剤	8月	1
ファンタジスタ顆粒水和剤	8月	1
オルフィンフロアブル	8月	1
スミチオン乳剤	8月	1
合 計		D 7

A 慣行基準の5割
2.5kgN/10a

≥

B 実際の施肥量
2.0kgN/10a

C 慣行基準の5割
7回

≥

D 実際の防除回数
7回

カバークロップ(緑肥)の作付要件(案)

【作付時の注意点】

- 5割低減を実施する作物の前後いずれかの期間に緑肥を作付し、全量すきこむ。
- 生育期間：春夏まき(3～9月)の場合は概ね2ヶ月以上。
- 播種量：メーカーのカタログ等に記載されている播種量以上。

【証明に必要なもの】

- 緑肥の購入伝票
- 緑肥の写真
 - ・ 生育が確認できる写真
 - ・ 緑肥の処理(すき込み等)が確認できる写真
- 緑肥のカタログ写し

堆肥の施用要件(案)

【施用時の注意点】

- 5割低減を実施する作物の前後いずれかの期間に堆肥を施用する。
- C/N比10以上の堆肥(鶏糞・豚糞を主原料とするものは除く)を使用する。
- 施用量は、1t以上3t以内。(施用量変更)

【証明に必要なもの】

- 堆肥の購入伝票(無償堆肥の場合は堆肥納品書)
- 堆肥の施用が確認できる写真
- 土壌診断書(堆肥施用以前に実施)
- 自給堆肥の場合は製造証明書及び成分証明書

有機農業の要件(案)

【有機農業の注意点】

- 主作物の生産において、化学肥料・化学合成農薬を使用していない。
- ※「有機農産物の日本農林規格」の別表1・2のみ使用が可能
- 北海道が定める土づくり技術(緑肥の作付・堆肥の施用等)を導入している。
- 播種又は植付け前2年以上使用禁止資材を使用していない。
- 有害動植物の防除を実施している。
- 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように措置を講じている。
- 遺伝子組換え技術の利用や放射線照射を行わない。

【加算取組の注意点】

- 土壌診断(EC値)を行い、「緑肥の作付」か「堆肥の施用」「炭の投入」を実施

【証明に必要なもの】

- 有機JAS取得者
 - ・ 有機JAS認定書の写し
 - ・ 認証機関へ提出した申請書等の写し
- 有機JAS取得者以外
 - ・ 生産履歴
 - ・ 資材の証明(有機JASの基準で使用できることの証明)
- 加算取組を行った場合
 - ・ カバークロップや堆肥の取組と同様の証明書類

総合防除の作付要件（案）

【作付時の注意点】

- 5割低減を実施する作物の前後いずれかの期間に総合防除を実施する。
- I P M実践指標の6割以上を達成する。
- 次の取組のうち1つを実施。
 - ① 交信かく乱の利用
 - ② 天敵温存植物の設置
 - ③ 天敵等生物農薬の利用

【証明に必要なもの】

今後通知有り。

炭の作付要件（案）

【施用時の注意点】

- 5割低減を実施する作物の前後いずれかの期間に炭を投入する。
- 炭の原料には、塗装、接着剤等農地に不適切なものが含まれていないこと。
- 炭は購入炭または自家製炭（自家製炭は条件有り）。
- 投入量は50kg/10aまたは500L/10a。

【証明に必要なもの】

今後通知有り。